

法及び条例に基づく届出書類

届出書類	届出事由	届出義務者	届出期限
公共下水道使用開始 (変更)届 様式第四	(1) 特定施設の有無にかかわらず50m ³ 以上の汚水を排除する日が1日でもある場合、又は汚水の量にかかわらず排除基準に適合しない下水を流そうとするとき (2) (1)の届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするとき	公共下水道を使用しようとする者及び下水の量、水質を変更使用とする者	あらかじめ
公共下水道使用開始届 様式第五	上記に該当しない特定施設設置者が公共下水道を継続して使用するとき	公共下水道を使用しようとする者	あらかじめ
特定施設設置届出書 様式第六	公共下水道(終末処理場を設置しているものに限る)を使用する者が特定施設(特定施設番号66の2を除く。以下同じ。)を設置して公共下水道を使用するとき (1) 既に公共下水道を使用している事業場が新たに特定施設を設置しようとする場合 (2) 特定施設を既に設置している事業場が新たに別個の特定施設を設置しようとする場合 (3) 既に設置している特定施設の使用を廃止して新しい特定施設を設置する場合 (4) 特定施設のある事業場を設置して公共下水道を使用しようとする場合	当該特定施設を設置しようとする者	特定施設を設置しようとする60日前までに届け出る
特定施設使用届出書 様式第七	(1) 公共下水道(終末処理場を設置しているものに限る)に下水を排除している事業場に既に設置されている施設(又は工事中の施設)が新たに特定施設に指定されたとき (2) 従来特定事業場から公共用水域に汚水を排出していた者が終末処理場を設置する公共下水道を使用することとなったとき (3) 終末処理場が設置されていない公共下水道に終末処理場が設置され当該公共下水道を使用する特定事業場が下水排除基準の適用をうけることとなったとき	当該施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む) 当該特定施設を設置している者	当該施設が特定施設になった日から30日以内 公共下水道(終末処理場を設置しているものに限る。)を使用することとなった日から30日以内

届 出 書 類	届 出 事 由	届 出 義 務 者	届 出 期 限
特定施設の構造等変更届出書 様式第八	特定施設設置届出書又は特定施設使用届出書を届出済の特定事業場が特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統を変更しようとするとき	当該特定施設を設置している者	特定施設の構造等の変更をしようとする60日前までに届け出る
氏名変更等届出書 様式第十	(1) 特定施設の届出に係る氏名、名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名に変更があったとき (2) 工場又は事業場の名称及び所在地に変更があったとき	当該特定施設を設置している者	変更の日から30日以内
特定施設使用廃止届出書 様式第十一	届出済みの特定施設の使用を廃止したとき	当該特定施設を設置した者	使用廃止の日から30日以内
承継届出書 様式第十二	(1) 特定施設設置又は使用の届出をした者から、特定施設を譲り受け又は借り受けたとき (2) 特定施設設置又は使用の届出をした者について相続、合併又は分割があったとき	承継者	承継があった日から30日以内
除害施設新設（増設・改築）届出書 別記第十一号	除害施設を新設もしくは増設、改築するとき （特定施設の届出をするときは不要）	当該除害施設の新設増・改築をしようとする者	工事着手の30日前までに届け出る
除害施設新設（増設・改築）工事完了届出書 別記第十二号	除害施設を新設もしくは増設、改築の工事が完了したとき	当該除害施設を設置している者	工事完了の日から5日以内
除害施設氏名変更等届出書 別記第十三号	届出者の氏名、住所又は事業場の名称、所在地に変更があったとき	当該除害施設を設置している者	変更の日から30日以内
除害施設使用休止（廃止）届 別記第十三号の二	(1) 除害施設の運転を一時休止したとき (2) 除害施設を撤去もしくは廃止等を行ったとき	当該除害施設を設置している者	使用廃止の日から30日以内
承継届 別記第十四号	届出者の地位を承継したとき	承継者	承継の日から30日以内
除害施設管理責任者選任届出書 別記第十五号	除害施設管理責任者を選定したとき	選任したもの	除害施設設置後20日以内に選任